

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月10日（水）午前8時55分から午前9時20分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（8名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（2名）

3番	山本	久行
9番	白戸	陽平

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 特定農地貸付け承認申請に係る農業委員会の承認について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

報告第10号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、4月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の菊地卓朗委員と4番の中山静子委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第10号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が1件です。

3ページをお開きください。

所有権移転の整理番号11番は、大根子公民館の北西約50mに位置する農地です。

当該農地は譲受人の自宅裏に隣接しており、譲受人が所有を希望したことから売買することとなったものです。

りんごの作付けが予定されております。

次に、整理番号12番につきましては、役場の南東約130mに位置する農地です。

譲渡人から孫への生前贈与になります。

作付けはトマト、ジャガイモなどの自家消費野菜です。

次に、整理番号13番につきましては、田舎館村ふれあいセンターの南約120mに位置する農地です。

経営規模拡大を図る譲受人からの申し出により、贈与することとなったものです。

りんごの作付けが予定されております。

なお、譲受人は父親の死亡により経営を継承した新規就農者であるため、事前に委員による面談が行われております。

続いて4ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号1番は、川部の熊野神社の西約500mに位置する一団の農地です。

賃貸人が代表を務める法人への集積になります。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第10号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第10号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第11号につきましては、推進委員の鈴木哲也委員が関係する
案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事
参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 退席9：03)

議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしま
す。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知
があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業
委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が9件です。

6ページをお開きください。

整理番号19番につきましては、光田寺コミュニティセンターの北北西
約360mに位置する農地です。

譲渡人の経営見直しにより、譲受人に申し出て売買することとなったも
のです。

次に、整理番号20番につきましては、垂柳公民館の西北西約200mに位
置する農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出て売買す
ることとなったものです。

7ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号27番につきましては、大曲会館の西約150mに位置する一団の
農地です。

以前の賃借人との解約に伴い、新たな耕作者と貸借するものです。

次に、整理番号28番につきましては、役場の南西約700mに位置する農
地です。

以前の賃借人との解約に伴い、新たな耕作者と貸借するものです。

次に、整理番号29番と30番につきましては、賃貸人、賃借人がそれぞ
れ同じ方による貸借です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けを行うものです。

農地の場所は、光田寺コミュニティセンターの北約520mに位置する一
団の農地ですが、ほ場整備事業の関係から、事業の対象区域と区域外に分
けて契約がなされております。

9 ページをお開きください。

次に、整理番号 31 番につきましては、堂野前会館の北西約 330m に位置する 4 筆 5,678 m² と、光田寺コミュニティセンターの北東約 450m に位置する 2 筆 5,004 m² の合計 10,682 m² です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けを行うものです。

次の整理番号 32 番と 33 番につきましても、先程と同様、ほ場整備事業の関係から契約が分かれているものです。

整理番号 32 番は、東光寺会館の北西約 600m に位置する 3 筆 7,219 m²、整理番号 33 番は、堂野前会館の西約 430m にある 3 筆 3,042 m² と同じく北西約 300m にある 967 m² の合計 4,009 m² です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けを行うものです。

次に、整理番号 34 番につきましては、垂柳公民館の東約 90m に位置する農地です。

賃貸人の経営部門の見直しにより貸付けを行うものです。

次に、整理番号 35 番につきましては、東橋の南東約 200m に位置する農地です。

賃貸人の経営規模縮小により貸付けを行うものです。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 11 号に対して、意見、質問等ありませんか。

6 番委員（福原 義明）

今、堂野前のほ場整備事業もあるみたいですけど、いつからの予定とか決まっているんですか。

事務局（工藤）

まだ決まっていないです。

6 番委員（福原 義明）

決まっていないのに、貸借をするんですか。

事務局（工藤）

ほ場整備事業の実施を見越してのものです。

6 番委員（福原 義明）

万が一だけでも、ほ場整備がとん挫した場合はどうなりますか。

事務局（工藤）

貸借はそのままになります。

6 番委員（福原 義明）

とん挫はしないということですね。間違いなくやるということですね。

事務局（工藤）

間違いなくとは言えませんが、今、順調に進んでいます。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 11 号は原案のとおり決定することとします。

（鈴木哲也推進委員 着席 9 : 1 0）

次に、議案第 12 号「特定農地貸付け承認申請に係る農業委員会の承認について」を議題といたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定農地貸付けについて別紙のとおり申請があったので承認を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 12 号について説明いたします。

12 ページをお開きください。

この案件は、農地を所有していない者が市民農園を開設するにあたり、特定農地貸付法に基づいて、農業委員会の承認を求めるものです。

今回の申請者については、平成 16 年に市民農園を開設し、以降 5 年ごとに申請をしており、今回 4 回目の申請になります。

市民農園の開設までの手続としまして、まず田舎館村と実施主体である申請者との間で貸付協定を締結します。この協定では、市民農園の適切な管理に関する事項や、これに違反した場合の協定の廃止などを定めております。

協定締結後、市民農園の具体的な運営方法を定めた貸付規程を作成し、

その内容を基に農業委員会の承認を得ることで開設できるものとなります。

申請者の農地の借受けにつきましては、12 ページに記載のとおりとなっております。まず、農地所有者から村が借受けて、その農地を村から申請者が借受けることとなります。

次に、貸付規程に記載される必要事項についてご説明いたします。別紙の「特定農地貸付規程」をご覧ください。

まず、貸付対象農地につきましては、貸付規程の別表に記載されております。堂野前字西田の2筆、合計 3,931 m²、区画は 37 区画の開設となります。

次に、利用者への貸付期間についてです。規程の第4の(1)に記載のとおり、貸付期間は1年間となっております。

次に、利用者の募集及び選考の方法についてです。募集の方法については第5に記載のとおり、いなかだて広報への掲載及びFMジャイゴにより行われます。また、選考の方法は第7に記載のとおり、利用者からの申し込みが募集した数を上回る場合は抽選によるものとなっております。

次に、市民農園の貸付に係る農地の適切な利用を確保するための方法については、第8に記載されております。貸付農地の適切な維持・管理のため管理人を設置することとしており、また、管理人は見回り及び利用者に対する必要な指示を行うこととしております。

以上のとおり、貸付規程に必要とされている全ての条件を満たしております。

なお、特定農地貸付けの承認がされた場合、農地の権利の取得については、農地法の許可が不要となります。

また、申請者から過去5年間の利用状況についての報告がありましたので、参考として報告いたします。令和元年から3年までは、毎年1名が3区画を利用しております。令和4年が2名で6区画を利用、令和5年が2名で5区画を利用となっております。

説明は以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第12号に対して、意見、質問等ありませんか。
暫時、休憩します。

(休憩)

会 長 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第 12 号に対して、意見、質問等ありませんか。

6 番委員（福原 義明）

別図で 37 か所区画整理されていますけども、37 区画のうちの何区画が貸してる状況なんでしょうか。

会 長 事務局、もう一度説明してください。

事務局（工藤）

令和 5 年で言いますと 2 名で、5 区画です。少ない面積ですけど、作付けはされております。

6 番委員（福原 義明）

自分はその辺が地元だから結構通るんですけど、管理がずさんで、草も年に 1 回刈るか刈らないかに見える。

会 長 開設者には PR をしっかりしてもらって、少しでも利用者が増えるようにしてもらいたい。

福原委員、その他にありますか。

6 番委員（福原 義明）

我々が許可を出すんだから、どういう風に使われているのか見に行かないといけないんじゃないか。

事務局（工藤）

別件で近くに行ったときは、耕作されていたので。まるっきり使われていないという状態ではないので。あとは、開設者で PR してもらって、利用者が増えるよう努力してもらえないかと思います。

先ほどの雑草の関係も、もう少しこまめにしてもらおうよう申し入れしておきます。

会 長 その他にありますか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 12 号は承認することといたします。次に報告事項に入ります。

報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 8 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。
16 ページをお開きください。
整理番号 14 番につきましては、今後中間管理を通して、新たな耕作者へ貸付けされる予定です。
整理番号 15 番につきましては、6 ページの整理番号 20 番のとおり所有権移転されるため、解約するものです。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 8 号を終わります。
次に、報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 9 号は、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。18 ページをお開きください。
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、1 件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、雪置場とするため、転用及び所有権移転するものです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告第 9 号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 9 号を終わります。
次に、報告第 10 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 10 号は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規

定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理した
ので報告するものです。

今月は整理番号2番から6番までの5件で、いずれも令和5年12月定
例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に
要請することについて審議された案件です。

令和6年3月4日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となったも
のです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第10号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第10号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。